

2012年5月18日

秋田県知事

佐竹 敬久 様

放射能を拡散させない市民有志の会

世話人 小川 盛政

〒019-0507

横手市十文字町上鍋倉字掬大 17-2

TEL&FAX 0182-42-3853

## 震災瓦礫受け入れについての公開質問状

貴職におかれましては、日ごろより県民生活の向上にご尽力賜り心から敬意を表します。東日本大震災から1年2か月が経過しましたが、福島第一原発からは依然として放射性物質が放出されています。人間と環境に与える影響が、いつまでどのように続くのか分からない不安の中で、私たちは、日々暮らしております。

自然界にある放射性物質は、人体への影響が少ないようですが、原発などで作られた人工放射能は、人体に蓄積しその危険性は恐ろしいものであることを科学者たちが明らかにしています。よって、これ以上人工放射能を増やすべきではありませんし、拡散することは避けなければなりません。

放射線被曝や内部被曝を避けるためには、原発事故等で生じた放射性物質を含む物体を受け入れないこと・焼却したり、埋め立てたりしないことがもっとも賢明であると考えます。

汚染が少ないとされる秋田県を守り、安心して暮らせる大地を守っていくことが、今最も大事なことだと考えます。とりわけ未来に生きる子ども達の命を守ることが、私たち大人の使命であると考えます。

そこで、私たちは、放射能汚染から子ども達を守りたい、そしてこの大地を放射能で汚染させずに安全な食料生産を続けていきたいと願って、別紙に記載したことを知事に公開質問いたします。早急にご回答いただきますようお願い申し上げます。

公開質問状の提出は、憲法で定められた国民の権利です。市民が、行政に公開質問状を提出した時、行政はこれに答える義務を負っています。

回答を5月29日までに、世話人宛に、必ず文書にてお届けくださいますようお願い致します。

なお、この公開質問状は、メンバー間で閲覧するとともに、回答は当会が配布する配布物などで公開させていただきますので、ご承知おきください。

回答に疑問が生じた場合には、再度質問させていただきます。